

廃 第 2 7 号  
平成 2 7 年 4 月 6 日

千葉県環境計量協会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について (依頼)

廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条の 3 第 7 項の規定により産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付者は、毎年 6 月 3 0 日までに、前年度の交付等の状況に関して、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (様式第 3 号)」を作成し、千葉県知事へ提出することが義務づけられているところです。

ついでには、平成 2 7 年度用リーフレット (別添) を作成しましたので、貴会員 (組合員) への周知をお願いします。

なお、情報及び様式ダウンロードファイルを掲載したウェブページのアドレスを下記に記載しましたので、併せて周知をお願いします。

記

1 ウェブページのページタイトル及びアドレス

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)】産業廃棄物管理票の  
交付等の状況の報告 (マニフェスト報告)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>

2 その他

リーフレットは下記アドレスのページから PDF 形式でダウンロードできます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/manifest-houkoku.html>

問い合わせ先

廃棄物指導課指導企画班

電話 : 043-223-2757 ファクス : 043-221-5789

受付期間は  
4月1日～  
6月30日

**「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、  
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等の  
状況を都道府県知事等へ報告することが  
義務付けられています。**

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等 状況報告書の提出はされましたか？

### <対象者>

千葉県内に事業場が所在する産業廃棄物を排出する事業者  
(建設現場及び中間処理業者を含む。)

※電子マニフェストを利用する事業者にあつては、この報告を行う必要はありません。

※千葉市、船橋市、柏市の区域に事業場がある場合は、それぞれの市長に提出します。

### <報告対象>

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに交付したマニフェストの交付等の状況

### <報告期限>

平成27年6月30日

### <提出方法>

#### ○ちば電子申請サービスによる提出

千葉県ホームページ(トップページ)の「ちば電子申請サービス」から入力手続きを行ってください。

#### ○紙様式による提出

様式第三号(法定様式)により正本1部を郵送又は持参により提出してください。

#### 提出先:

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班

※お手数ですが、封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

様式は下記ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 殿

報告者 氏名  
住所 氏名  
電話番号  
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称 事業場の所在地	業 種						処 分 場 所 の 住 所
	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運輸先の住所	
番号							
1							
2							
3							
4							

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地在所事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめ上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に右綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について右綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運輸先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運輸を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運輸受託者又は再受託者についてすべて記入すること。